

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

令和6年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時等) 2 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 3 保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) 4 情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 5 上記4で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む)、支給額の判定 6 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 7 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記4～6を実施 8 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記1～6を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
公立高等学校等就学支援金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県教育庁総務企画部財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番地6 茨城県教育庁総務企画部財務課 029-301-5169
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番地6 茨城県教育庁総務企画部財務課 029-301-5169

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	委託しない	事後	時点修正
令和2年6月17日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供・移転しない	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等の生徒は、	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	また高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒は、	—	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等就学支援金又は専攻科修学支援金(以下「就学支援金」という。)	高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等及び高等学校専攻科(以下「学校」という。)に在学し、	—	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(通知カードも可。以下同様)	—	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目3. 個人番号の利用	及び第9条第2項	—	事後	時点修正
令和3年7月14日	I 関連情報項目3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項	—	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 1 就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) 2 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 3 保護者等の個人番号のデータ化 4 情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 5 上記4で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む)、支給額の判定 6 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 7 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記4～6を実施 8 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記1及び4～6を実施	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 1 就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時等) 2 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 3 保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) 4 情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 5 上記4で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む)、支給額の判定 6 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 7 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記4～6を実施 8 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再由随時上記1	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする
令和4年4月1日	I 関連情報項目4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和4年11月9日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月9日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数再積算の結果変更が生じた
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正